

こんにちは



地域包括支援センターうめぞのです



第 13 号
令和 5 年 6 月 発行

当センターは、高齢者の健康や生活・介護など困りごとのご相談窓口です
訪問・電話・来所など状況にあわせて相談をお聞きすることができます

相続って??

地域包括支援センターは、高齢者の身近な問題である相続についても情報提供を行っています。

ご家族がお亡くなりになられた際、亡くなられた方の財産の相続手続を行うことになります。
ですが…相続手続とはどういったものでしょうか？

今回は相続手続きの中でのよくある質問についてお話しします。

①どのくらいもらえるの??

相続の時にもらえる割合を「相続分」と言います。この割合は、誰が相続人かによって変わります。

配偶者のみ…すべて配偶者が相続 配偶者と子…配偶者 1/2、子 1/2

配偶者と親…配偶者 2/3、親 1/3 配偶者ときょうだい…配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4

②相続財産ってどこまで??

相続の対象になる財産は、プラスの財産（現金、預貯金、不動産、有価証券等）の他、マイナスの財産（借金、ローン）も含まれます

③借金の方が多い場合

プラスの財産よりも借金の方が多い場合は、（※）「相続放棄」の手続きにより相続をしないこともできます

※「相続放棄」…亡くなった方（被相続人）の財産や借金の一切を継承しないこともできます。これを「相続放棄」と言います。ただし、相続開始を知った時から3か月以内に、家庭裁判所で手続きを取らなければなりません。詳しくは弁護士や税理士にご相談ください

ケアマネジャーの勉強会のご報告

令和5年2月、ケアマネジャーの勉強会を主任ケアマネジャー・社会福祉士の職種合同で「虐待にならない為のマネジメント」の内容で実施しました。地域や担当する高齢者を支える方々と、ケアマネジャーと一緒に寄り添えるよう、今後も勉強会を計画しています。



第二層協議体の紹介

今回は

たまりば(駒木町・長瀬・友田町・千ヶ瀬町)

4月のたまりばでは新しい参加者のためにどうしてたまりばができたのか、たまりばは何をおこなうところなのかを確認しました。

たまりばでは有償ボランティア「調布地区さえあい隊」を立ち上げるために毎月話し合っています。

75歳訪問に伺います

令和5年4月時点で介護保険サービスを利用されていない75歳の方のご自宅へ、地域包括支援センターの職員がお元気確認に訪問させていただきます。

お困りごと等ありましたら
お気軽にご相談ください！



お困りごと相談室☆河辺

3月15日(水)霞台第一住宅コミュニティーサロンにて行いました。
相談に来られた方は生活や健康のことをゆっくり時間をかけてご相談していました。

お困りごと相談室には包括支援センターだけでなく訪問看護ステーションや福祉用具事業所、ケアマネ事業所、デイサービス等の専門職がお話を伺います。

介護予防教室のご報告

4月4日(火)、下長瀬第二第四自治会館 地域サロンにて多摩リハビリテーション病院 メディカルフィットネスセンター プラムの池田健康運動指導士を講師に招き、「フレイル予防について」の講義と転倒予防体操を行いました。

4月13日(木)、河辺9丁目霞台団地コミュニティーサロンにて 梅の園訪問看護ステーション 小比賀看護師を講師に招き、「脳梗塞、脳出血について気を付けることについて」の講義を行いました。



両日ともに沢山の市民の方にご参加いただき好評でした。

次回開催時も皆様のご参加をお待ちしております。

総合相談・支援

- ☆日常生活に対する様々なご相談
- ☆介護保険サービスのご相談
- ☆様々な制度や地域資源を活用した総合的な支援



権利擁護・虐待の早期発見・防止

- ☆人権や財産を守る取り組みや消費者被害防止
- ☆虐待の早期発見防止事業
- ☆成年後見制度活用や促進



介護予防ケアマネジメント

- ☆ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- ☆地域ケア会議の開催～地域課題の把握



青梅市地域包括支援センターうめぞの

～担当地域～

(駒木町・長瀬・友田町・千ヶ瀬町・河辺町・畠中・和田町・梅郷・袖木町・二俣尾・沢井・御岳本町・御岳・御岳山)

〒198-0053青梅市駒木町3-594-1メディケア梅の園内

TEL (0428) 24-2882 FAX (0428) 24-5833